

【募集要項】

「労働安全衛生優良企業」のキャッチフレーズ・呼称募集要項

1. 趣旨

わが国には約 5,300 万人の労働者が働いていますが、労働者が健康で安全に、働きやすい環境を作ること何よりも重要であり、社会や企業の安全・健康に対する意識改革を促進していく必要があります。

現在、厚生労働省では、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組み、良好な職場環境を維持している企業について、客観的な基準で評価し、安全衛生についての優良企業として公表することで、こうした優良企業が社会的に高く評価されるような制度の検討を行っています（※）。今後、この制度において、労働安全衛生への積極的な取組が認められた優良企業を広く認知していただくことを目的に、当該優良企業を表すキャッチフレーズ及び呼称を募集します。

※労働安全衛生優良企業の公表制度の詳細は、現在、厚生労働省の「安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会」において検討中です。詳しくは、下の URL の資料をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000052590.html> (第 1 回会議資料)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000056446.html> (第 2 回会議資料)

2. 募集内容

労働安全衛生に積極的に取り組む優良企業についてのキャッチフレーズ及び呼称。キャッチフレーズは、企業の労働安全衛生への取組を鼓舞したり、取組への熱意を表すようなフレーズです。また、呼称は、労働安全衛生に積極的に取り組む企業の愛称です。

労働者が安全で健康に働き続けることができる企業であるということがわかりやすく伝わり、親しみやすいキャッチフレーズ・呼称を募集します。

なお、応募するキャッチフレーズ・呼称には解説（簡単なコメント）をつけてください。

3. 応募締切

平成 26 年 10 月 17 日（金）必着。郵送の場合は、当日消印有効。

4. 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

5. 応募方法

作品と作品の解説、氏名（ふりがな）、年齢、職業、住所及び電話番号を記入の上、以下の方法で応募ください。電子データ、はがき、応募用紙には、キャッチフレーズのみ1作品または呼称のみ1作品をご記入いただくようお願いいたします。両方応募いただく場合には、複数応募の際の留意事項をご参照ください。

1) 電子メールの場合

（メールアドレス anei-company@mhlw.go.jp）

- ・ メール表題は、「労働安全衛生優良企業キャッチフレーズ・呼称応募」としてください。
- ・ 電子データは、1作品につき1ファイルとし、ファイル形式はWord、一太郎、PDF形式としてください。複数応募する場合は、応募する作品に応じた数のファイルとしてください。

2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部計画課

キャッチフレーズ・呼称事務局宛

- ・ はがき1枚につき、1作品を記入してください。複数応募する場合には、応募する作品に応じた枚数を送付してください。
- ・ 封書の場合は、任意の応募用紙1枚につき1作品を記入し、それぞれに作品の解説、氏名（ふりがな）、年齢、職業、住所及び電話番号を記載してください（複数の作品を1つの封筒でまとめて送付いただいても差し支えありません）。

6. 応募作品

- ・ ご自身で作成した未発表の作品に限ります。
- ・ 応募作品は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ キャッチフレーズ・呼称の作成と応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・ 他の作品の模倣と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消します。また、類似と認められる作品も決定を取り消す場合があります。

7. 著作権など
- ・ 選定された作品の著作権など一切の権利は、厚生労働省に帰属します。
8. 選定方法・発表
- ・ 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会において、キャッチフレーズ・呼称それぞれ1作品を決定します。
 - ・ 採用された作品については、平成26年10月以降に応募者に連絡します。採用された方には、記念品を贈呈します。なお、賞金はありません。
 - ・ 選定の結果は、厚生労働省ホームページなどで発表する予定です。
9. キャッチフレーズ・呼称の募集に関する問い合わせ先
- 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部
計画課 計画班 樋口・野村
電話：03-5253-1111（内線：5549）